

# あいち小児保健医療総合センターあり方検討基礎調査委託業務 仕様書

## 1 業務名

あいち小児保健医療総合センターあり方検討基礎調査委託業務

## 2 業務の目的

あいち小児保健医療総合センター（以下、「小児センター」という。）は、保健部門と医療部門を併せ持つ県内唯一の小児専門総合病院であり、2001年に一部開設、2003年に全面開設して以降、当初は慢性期疾患が主たる治療対象であったが、現在では、小児救命救急センターを併設し、小児急性期高度医療に対応している。

開設後25年が経過し、今後、施設の老朽化対策が必要となる中で、こうした役割の変化に加え、小児医療を取り巻く環境の変化に対応し、引き続き、本県小児医療の中核的病院としての役割を果たしていけるよう、小児センターの将来のあり方を検討するにあたり、県内の小児医療の現状や将来患者予測、主要病院等における診療実績等の調査・分析を行う。

## 3 委託契約期間

契約締結の日から2027年3月12日まで

## 4 委託業務内容

### (1) 小児センターの現状分析（診療実績、地域別患者数、課題）

小児センターの診療実績や地域別患者数、課題等を整理する。

### (2) 小児医療の状況・課題の整理

本県や全国における小児医療の状況及び課題を調査・整理する。

### (3) 将来患者予測

本県における今後の小児医療の需要予測等の将来推計を行い、提示する。

### (4) 県内主要病院の診療実績の整理

国の公表データ等を活用し、県内主要病院の疾病別診療実績等の整理・分析を行う。

### (5) 国立及び都道府県立等の子ども病院の状況

国立及び都道府県立等の子ども病院の役割や機能、診療実績を調査・整理する。

対象病院は発注者と協議のうえ決定する。（10病院程度を想定）

### (6) 都道府県立子ども病院の改築事例等調査

都道府県立子ども病院の改築事例等について、必要に応じて現地調査を行い、整理する。

(7) 国外子ども病院事例調査

国外子ども病院について、役割や機能、診療実績を調査・整理する。

対象病院は発注者と協議のうえ決定する。(米国、欧州、アジア各1病院程度を想定)

(8) 打ち合わせ

原則として、以下のとおり行うものとし、これ以外にも必要に応じて適宜行う。

- ・業務着手時(1回)
- ・成果品原案完成時(1回)
- ・作業の進捗状況報告(毎月1回程度)

(9) 報告書の作成

調査・分析内容を取りまとめた報告書を作成する。

## 5 成果品

(1) 成果品

あいち小児保健医療総合センターあり方検討基礎調査報告書

(2) 成果品の体裁

A4判縦、横書き、作図等は適宜(A3判の折込可)

(3) 納品方法

ア 紙媒体

報告書 10部

イ 電子媒体

電子データを収録した電子媒体 1部

(MSワード、エクセル、パワーポイント等で作成した文書ファイルで、委託者が再利用できるもの及びPDFファイル)

(4) 納期

県が別途指示する日までに納入すること

## 6 その他

(1) 委託業務の開始から終了までの間、調査内容全般を常に把握している統括責任者を置き、業務実施方法や進捗状況の確認等、調査の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 本調査業務の受託者は、調査の遂行に当たっては秘密を厳守し、個人情報等の漏洩がないよう機密保持に万全を期すること。

(3) 委託業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することは認めない。

(4) 著作権をはじめ、本業務の成果品における一切の権利は、愛知県に帰属すること。

- (5) 委託業務に当たり使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可等を得ること。なお、これらを怠ったことにより、著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。
- (6) 受託者は、本業務の遂行に当たり知り得た情報を、委託者の許可無く他に漏らしてはならない。(委託終了後も同様とする。)
- (7) 本業務の実施に当たり、県から別途指示があった場合には、可能な限り対応すること。
- (8) 本仕様書に定めのない事項については、必要に応じて委託者と受託者の協議により定めるものとする。